

盛岡市観光文化交流センター音響映像設備修繕 仕様書

- 1 件 名 盛岡市観光文化交流センター音響映像設備修繕
- 2 修繕期間 契約締結日の翌日から令和8年3月13日（金）まで
- 3 履行場所 盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号
盛岡市観光文化交流センター（プラザおでって）
- 4 修繕内容 3階大会議室、おでってホール等に係る音響映像設備の更新修繕を行う。
- 5 仕 様
 - (1) 共通仕様
仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」並びに「公共建築改修工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」による。
 - (2) 機器仕様・数量等
別紙「音響映像設備修繕特記仕様書」のとおりとし、特に指定がない場合は同等品以上の設置を可とする。なお、不要となった廃材及び産廃処分費等は、本業務に含むものとする。
 - (3) 施工内容
別紙「音響映像設備修繕特記仕様書」のうち、既設機器の使用を指定しているものを除き、既存機器を撤去処分し、新たな機器を設置すること。機器の設置に当たり必要と認められる、配線等の部品、作業、諸経費が生じた場合は、受注者の負担で実施すること。撤去処分までの既存設備の一時保管場所については、使用停止となる親子室や控室を想定するが、詳細は発注者と協議し決定すること。
- 6 設置機器等の調整・検査・保証
 - (1) 設置した機器の動作試験を行い、発注者及び指定管理者等の立会いのもと、異常がないことを確認すること。
 - (2) 機器の安定的な運用を行うため、マニュアルを作成し、職員に対し操作方法等について一連の研修を実施すること。
 - (3) 設置した機器について、メーカー保証期間内の通常使用状態で故障等が発生した場合は受注者の責任において無償で対応すること。また、その場合の対応体制表を提出すること。
- 7 監 理
 - (1) 機器等の設置については、大会議室においては令和7年10月1日から令和7年10月31日まで、おでってホールについては令和7年10月1日から令和8年3月13日までの期間で行うこととするが、施工期間の決定に当たっては、発注者と十分協議すること。
 - (2) 施工箇所が既に供用されている施設であるため、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万

全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。

- (3) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。
- (4) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (5) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (6) 施工に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。
- (7) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (8) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）
- (9) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者との協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る費用はすべて受注者の負担とする。

8 提出書類（任意様式）

- (1) 実施工程表
- (2) 業務完了報告書
- (3) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (4) 電気音響特性測定結果報告書
- (5) サービス体制表
- (6) その他必要と認められるもの

9 その他

仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。ただし、軽易な事項については、発注者の指示によるものとする。また、見積及び施工前に当たっては、発注者に事前に連絡することにより、必要に応じて現地確認できるものとする。